

令和5年度
管内特定給食施設等栄養管理状況（報告）

香川県西讃保健福祉事務所

令和6年3月21日

【目的】

特定給食施設等の栄養管理状況については、健康増進法及び香川県健康増進法施行細則等に基づき、状況把握及び指導を実施している。また、管内の給食施設等から毎年1回保健所長へ報告する栄養管理報告書（香川県特定給食施設等指導要綱の第9条）からは、施設の状況及び課題やニーズを把握し、個別指導につなげる。さらに、報告書の各項目の実施状況を集計することで、管内の課題や施設の種類の状況を把握し、巡回指導や研修会の事業計画に反映させることを目的とする。

【栄養管理報告書提出時期】

令和5年6月の状況を令和5年7月20日までに提出したものである。

●報告対象施設及び提出率（管内の給食施設の種類と施設数）

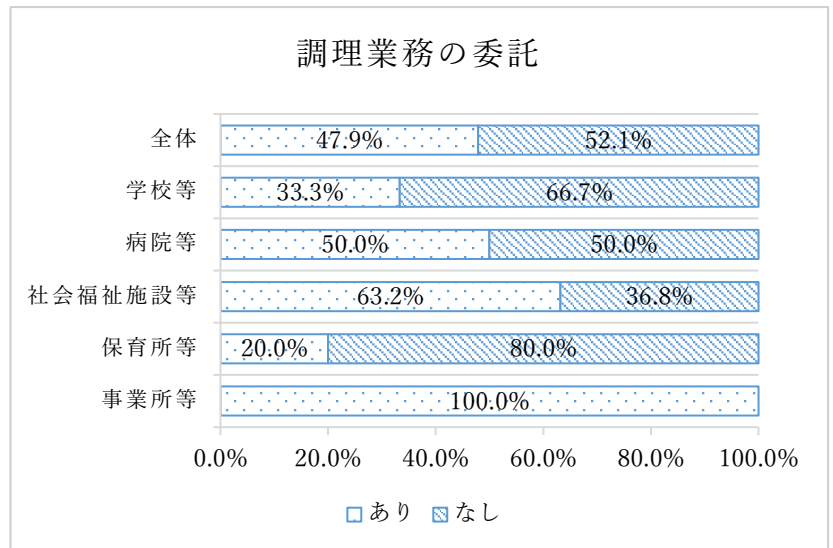
管内に給食施設は94施設あり、提出率は100%であった。

		特定給食施設		その他の給食施設 (特定給食施設以外の施設)		計	提出数	回収率 (%)
		1回300食以上又は1日750食以上	1回100食以上又は1日250食以上	1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満	1回50食未満かつ1日100食未満の病院及び有床診療所			
学校等	小・中学校 給食センター 共同調理場	9	3	0	0	12	12	100
病院等	病院	2	7	2	0	11	11	100
	医院・診療所	0	0	0	3	3	3	100
社会福祉施設等	介護老人 保健施設	0	7	2	0	9	9	100
	老人福祉 施設等	0	6	20	0	26	26	100
	社会福祉 施設	0	3	0	0	3	3	100
保育所等	保育所・ こども園	1	15	9	0	25	25	100
事業所等	事業所・寮	0	4	1	0	5	5	100
合計		12	45	34	3	94	94	100

1 調理業務の委託状況

栄養管理報告書の提出があった94施設のうち、調理業務を委託している施設は47.9%（45施設）であった。

調理業務の委託の割合が一番高いのは、事業所等の100%（5施設）であり、一番割合が低いのは保育所等の20%（5施設）であった。



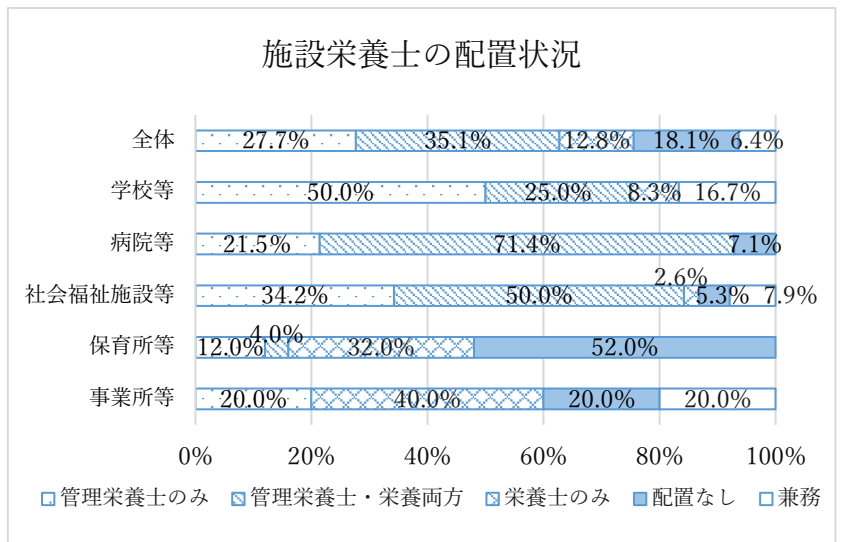
2 施設栄養士の配置状況

特定給食施設のうち、特別な栄養管理が必要な施設として、知事が指定する管理栄養士配置義務（健康増進法第21条第1項）のある施設は、管内に2施設あり管理栄養士が配置されている。

病院等では、医学的栄養管理が必要とされ、栄養指導料等を算定するためには管理栄養士の配置が必要とされている。病院等で管理栄養士が配置されている施設は92.9%（13施設）であり、配置なしの1施設は、許可病床数の少ない診療所であった。

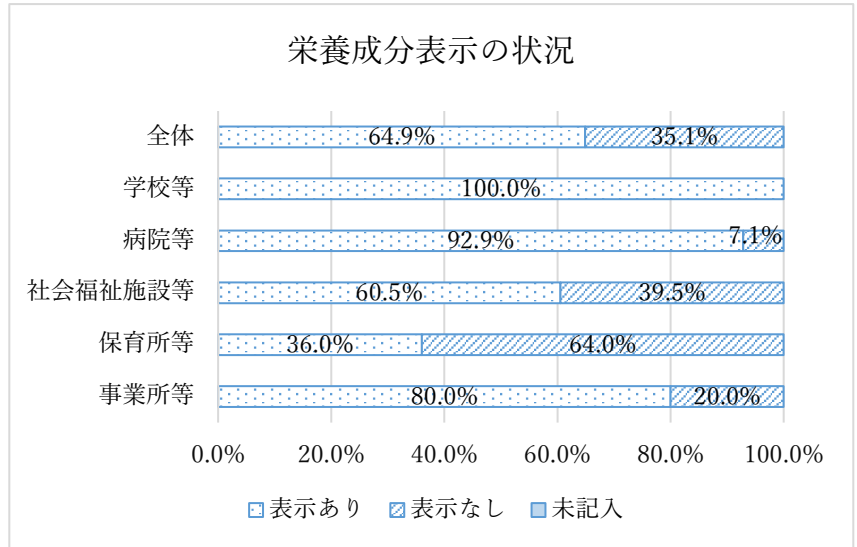
社会福祉施設等では、管理栄養士による栄養ケア・マネジメント未実施で減算対象となっており、管理栄養士の配置率は病院等に次いで高く、84.2%（32施設）であった。

学校給食法では、「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養教諭又は栄養士の免許を有する者」とされており、学校等では管理栄養士又は栄養士が配置されている施設は、兼務も含め100%（12施設）であった。

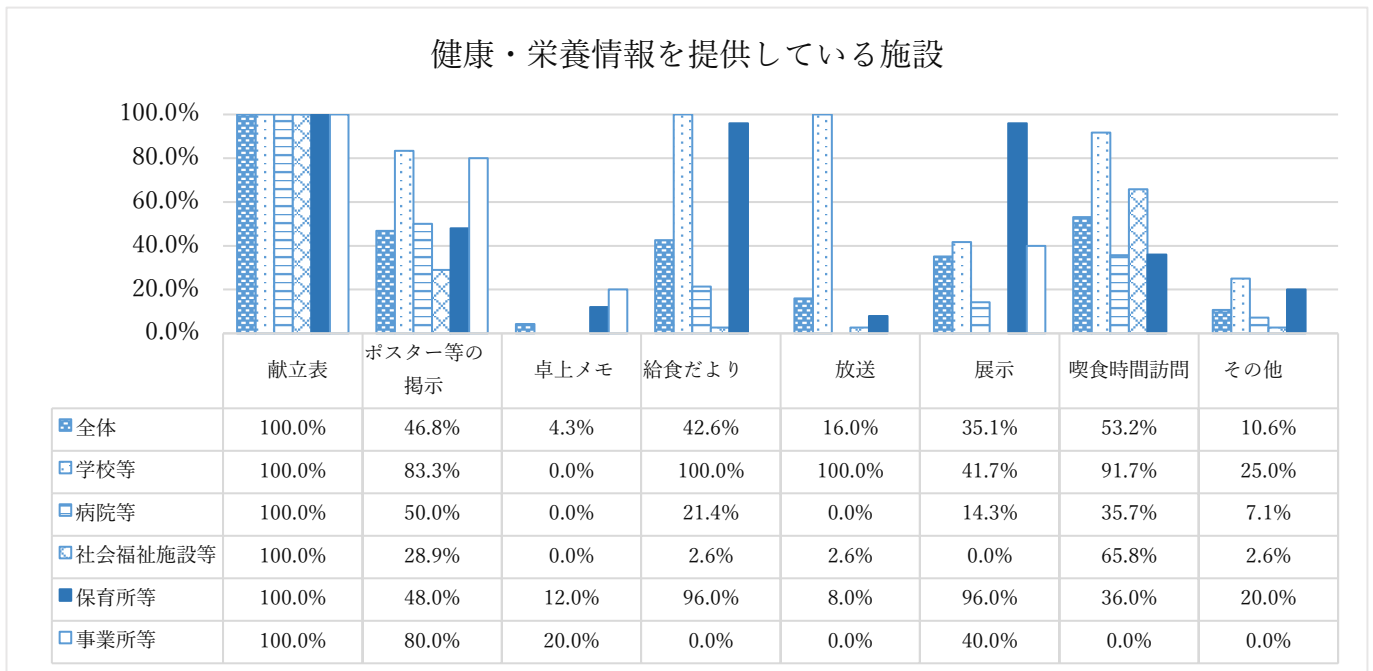


3 健康・栄養に関する情報の提供状況

健康増進法第21条第3項により、「特定給食施設の設置者は、前2項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない」とされ、また厚生労働省令において、栄養管理基準の1つに「献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して栄養に関する情報の提供を行うこと」と定められている。



栄養成分表示をしている施設の割合は全体の64.9%（61施設）であり、学校等が100%（12施設）で最も高く、次点で病院等が92.9%（13施設）であった。保育所等では36.0%（9施設）で、最も低い割合となった。



情報提供の方法は施設ごとの違いがあるが、「献立表の掲示・配布」はすべての施設で実施されていた。また、ポスター等の掲示については、学校等や事業所等で高く、給食だよりは学校等や保育所等で高い割合を示した。喫食時間訪問については、学校等で高い割合を示した。

その他の内容については、学校等では市の広報などが配布され、病院等では食中毒予防のチラシ配布、保育所等では試食会やレシピの提供などが実施されていた。

4 給与食品量（野菜と果物）

給食施設では、利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を把握し、それに基づいて適当な栄養量（目標ライン）を満たす食事の提供に努めている。

給食施設における野菜と果物の給与量の概要は右の通りである。

野菜	平均値	最大値	最小値	目標ライン
学校等	112.8	145	91	93
病院等	353.7	566	262	350
社会福祉施設等	312.8	555	206	350
保育所等	97.5	138	58	100
果物	平均値	最大値	最小値	目標ライン
学校等	14.4	23	6	32
病院等	48.1	92	12	100
社会福祉施設等	37.2	87	0	100
保育所等	43.3	68	6	50

(g)

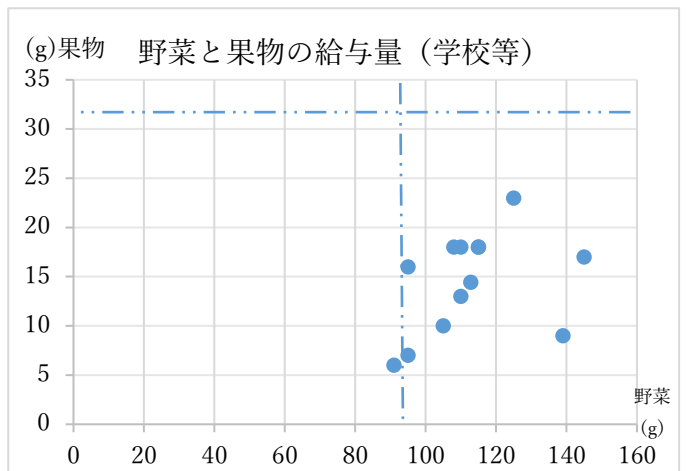
学校等、病院等では野菜給与量の平均値が目標ラインを上回っており、その他の施設は平均値が目標ラインを下回っていた。果物はどの施設も平均値が目標ラインを下回っている。

(1) 学校等

学校給食センターや単独校の野菜と果物の給与量について、目標ラインは、食品構成表*の児童（8～9歳）の値を用いて、野菜93g、果物32gとした。

野菜はすべての施設で目標量を達成していたが果物はどの施設でも目標量を満たしていなかった。

*「学校給食摂取基準の算定について（報告）」（学校給食における児童生徒の食事摂取基準算定に関する調査研究協力者協議会（平成23年3月））

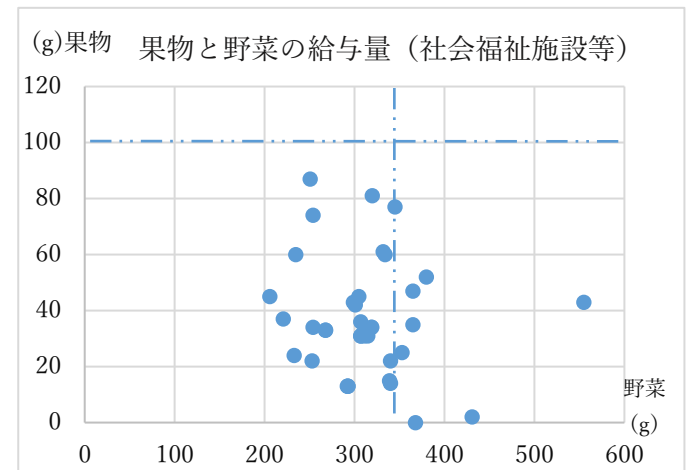
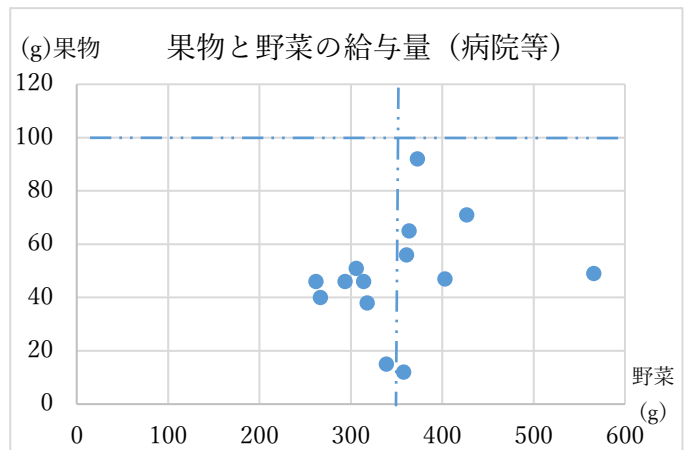


(2) 病院等、社会福祉施設等

1日3食を提供している病院等と社会福祉施設等の野菜と果物の給与量について、野菜の目標ラインは「健康日本21（第2次）」や「健やか香川21ヘルスプラン（第2次）」で目標にしている350g/日とした。果物に関しては、「健康日本21（第2次）」で、摂取量が少ない場合、がんのリスクが上がるとされ定められている指標の「100g/日未満の者の割合を減らす」より100g/日を目標ラインとした。

病院等では、野菜の目標ラインを満たしていた施設は50.0%（7施設）で、果物はどの施設も満たしていなかった。

社会福祉施設等では、野菜の目標ラインを満たしていた施設は21.1%（8施設）で、果物はどの施設も満たしていなかった。

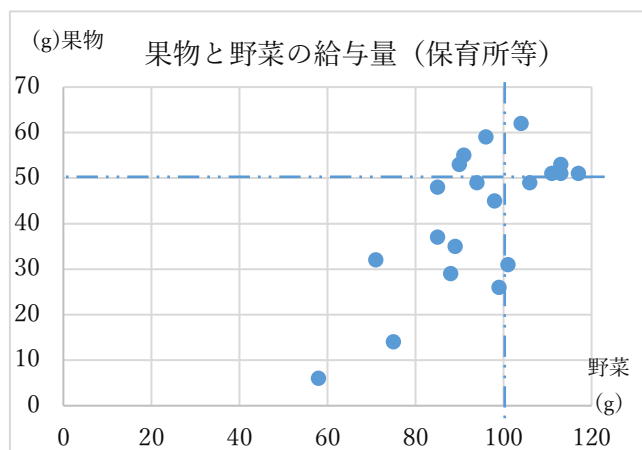


(3) 保育所等

保育所等の給与量について、目標ラインは「保育所給食の手引き（県子ども家庭課）」の「3～5歳児の食品構成（例）」を参考に、野菜100g、果物50gとした。

保育所等では、野菜の目標ラインを満たしていた施設は40.9%（9施設）、果物の目標ラインを満たしていた施設は40.9%（9施設）であった。

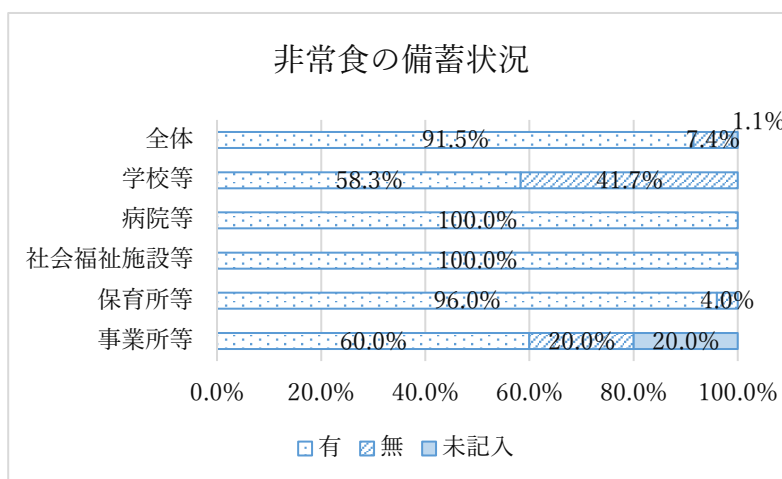
（対象25施設中報告のあった22施設）



5 危機管理体制整備状況

(1) 非常食の備蓄

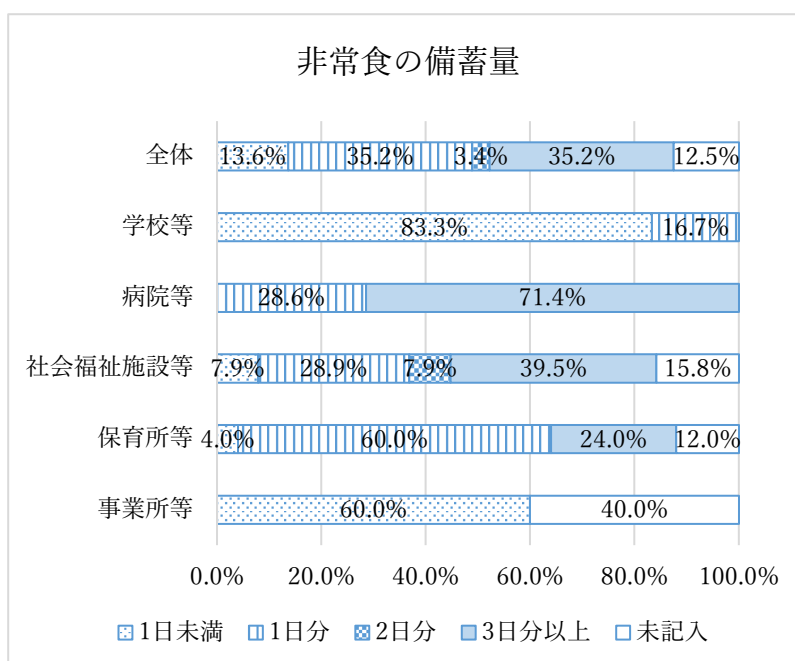
非常食の備蓄をしている施設は全体で91.5%（86施設）であった。施設別にみると、病院等と社会福祉施設等では昨年同様100%であった。



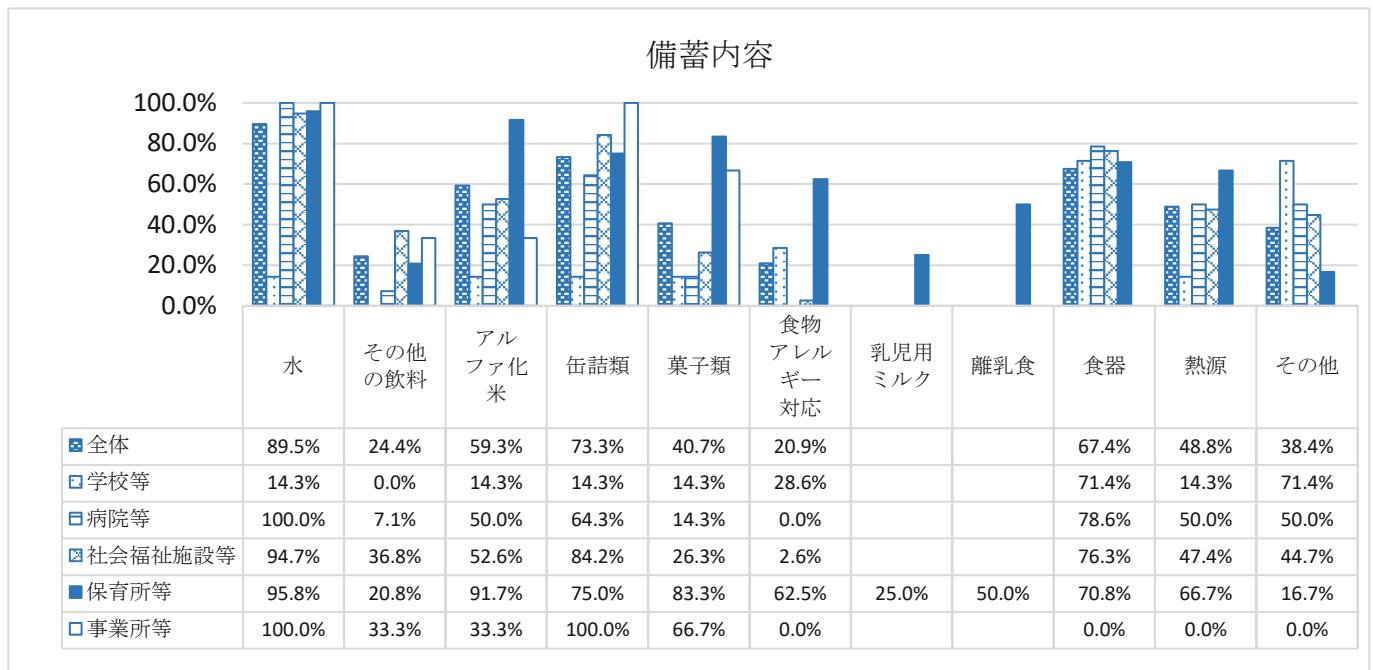
(2) 非常食の備蓄量

「香川県災害時保健活動マニュアル（令和4年10月）」では、給食施設にあっては、「ライフラインや通常の食材流通ルートが正常に機能しない状況を想定し、施設の利用者の特性に合わせた食品を最低でも3日間分、備蓄する。必要に応じて、職員用の備蓄も検討する。」としている。

3日分以上備蓄している施設は、病院等では71.4%（10施設）であり、社会福祉施設等では39.5%（15施設）であった。事業所等の備蓄量は、すべての施設で1日未満であった。



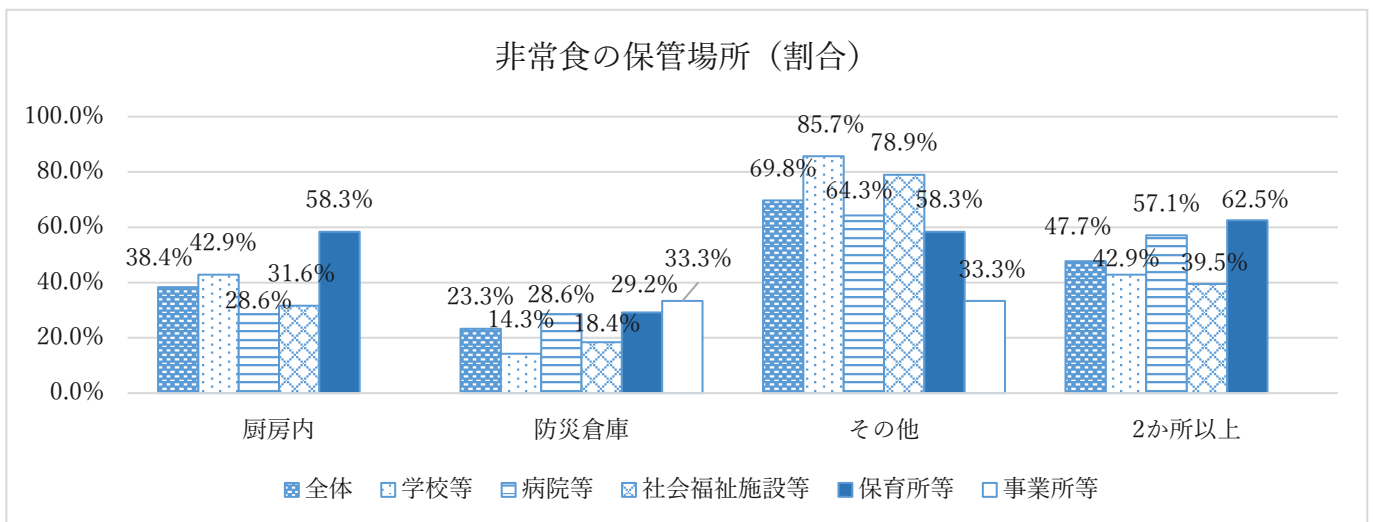
(3) 備蓄内容



備蓄内容について、全体的に水や缶詰類を備蓄している施設が多かった。また、非常食と一緒に食器を備蓄している施設は全体の67.4%（58施設）、熱源を置いている施設は48.8%（42施設）であった。

「その他」の内容に関しては、学校等はビスケットやレトルト食品、病院等ではレトルト粥、濃厚流動食、栄養補助食品、フリーズドライ食品、など、社会福祉施設等ではお粥やレトルト食品、濃厚流動食、ラップ、アルミホイルなど、保育所等ではスパゲティやレトルト食品、ふりかけ、割りばし、スプーン、紙コップなどが備蓄されていた。

(4) 非常食の保管場所

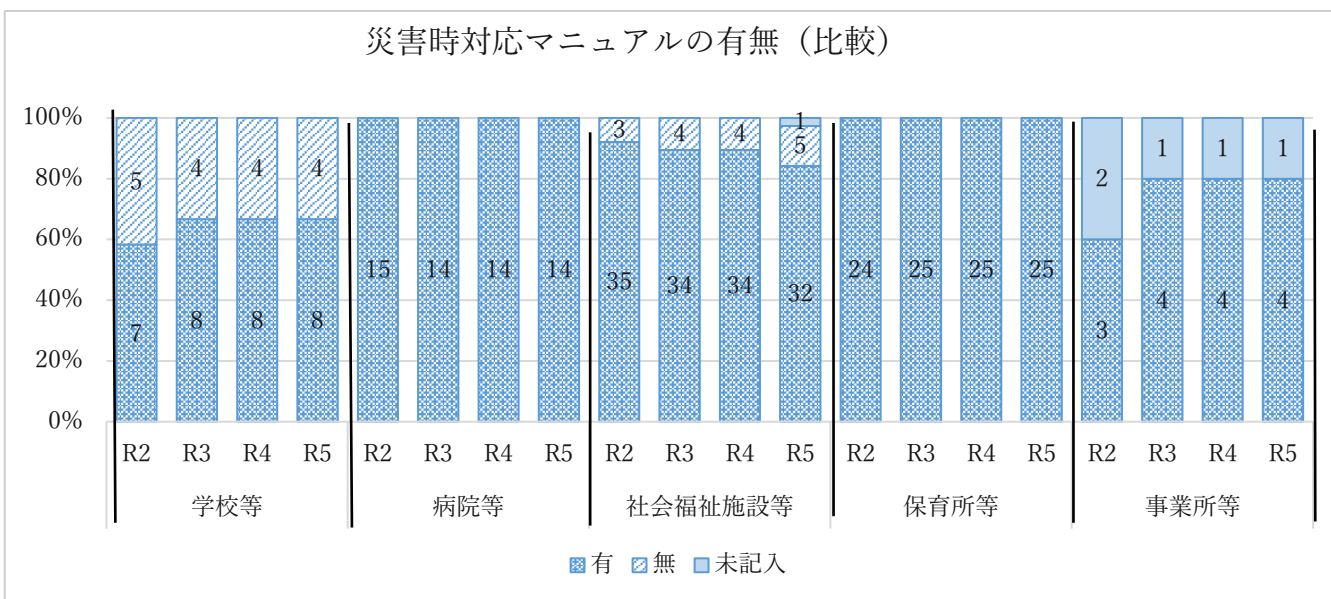
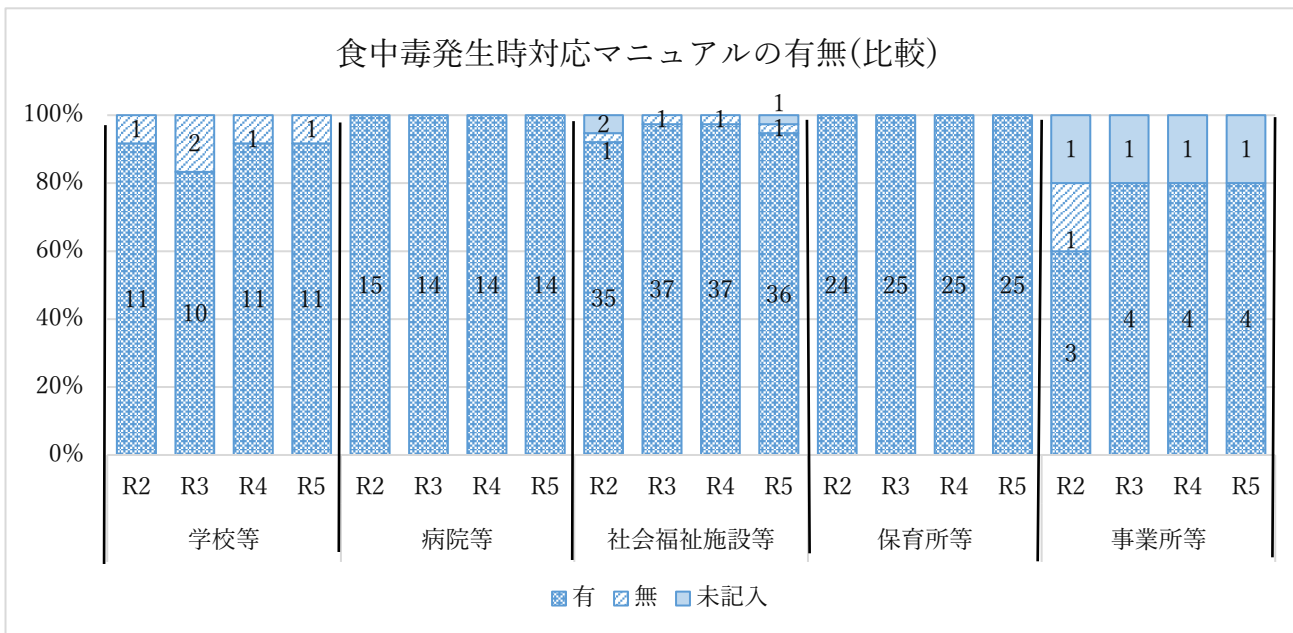


保管場所については、厨房や防災倉庫以外の場所（その他）に保管している施設の割合が多かった。「香川県災害時保健活動マニュアル（令和4年10月）」では、「備蓄食品の保管場所は、災害時に取り出しやすい場所にする。分散して保管する方法もある。」としている。2か所以上に分散して保管している施設は、全体の47.7%（41施設）であった。

「その他」については、学校等では用務員室、配膳室、病院等では職員休憩所や各病棟、食堂、屋上など、保育所等では事務所や遊戯室、保健室、廊下などがあつた。

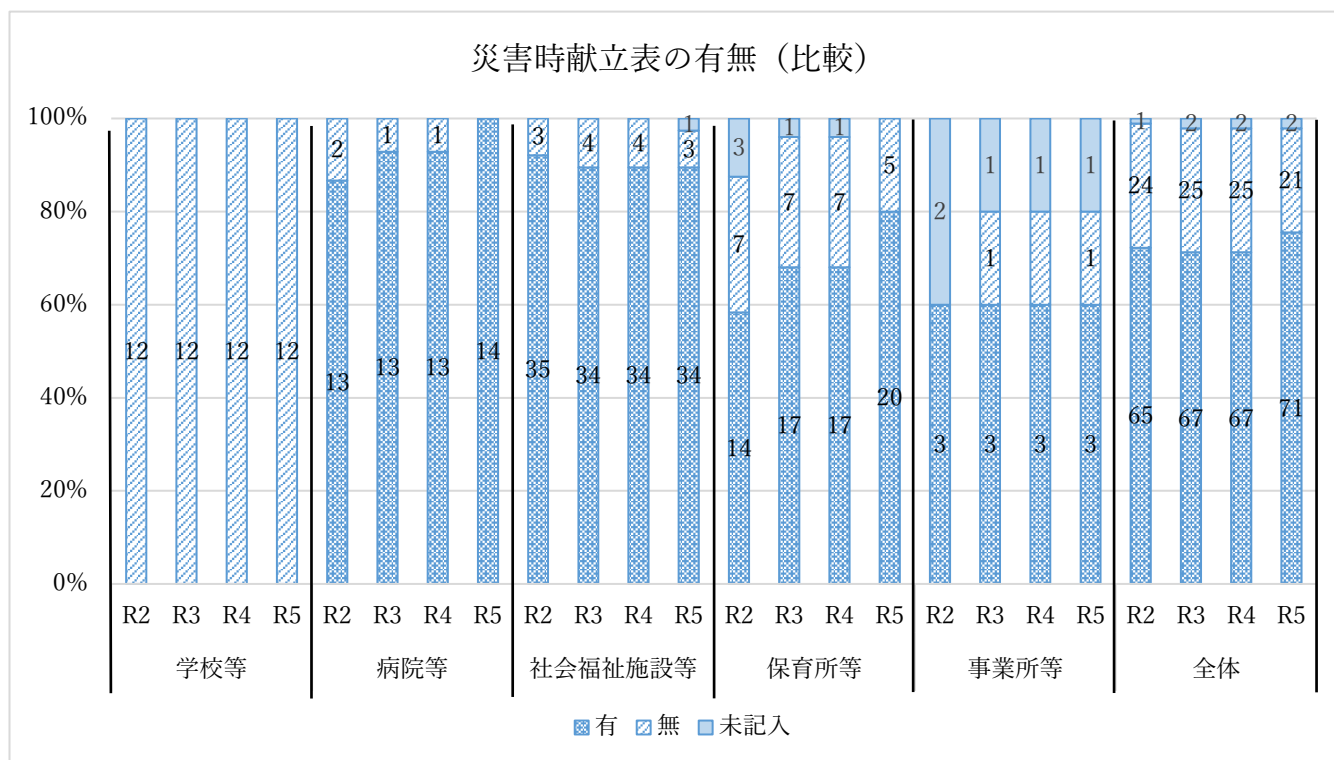
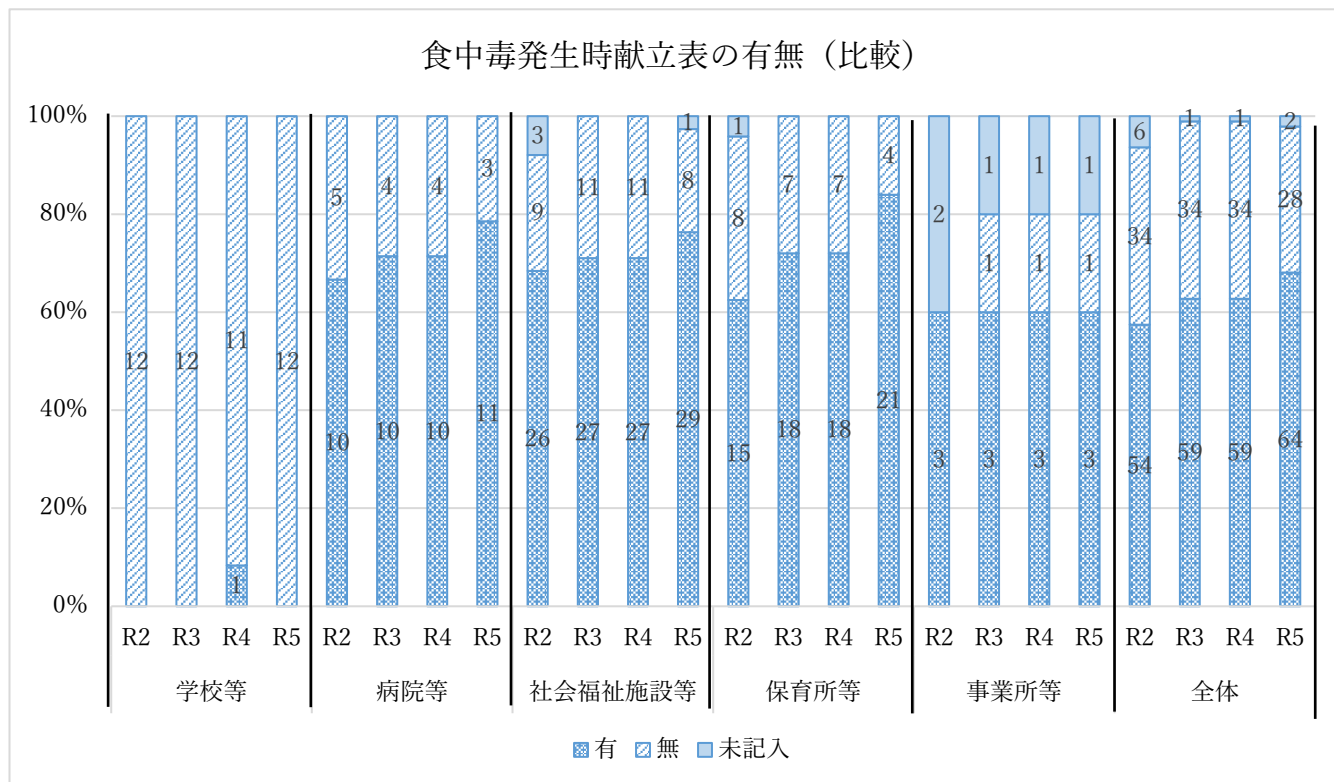
(5) 非常時用マニュアル・献立表の整備

①食中毒発生時及び災害時対応マニュアル



食中毒発生時対応マニュアルの整備率は昨年と比べ、ほとんどの施設で横ばいであった。
 災害時対応マニュアルの整備率についても同様の結果であった。

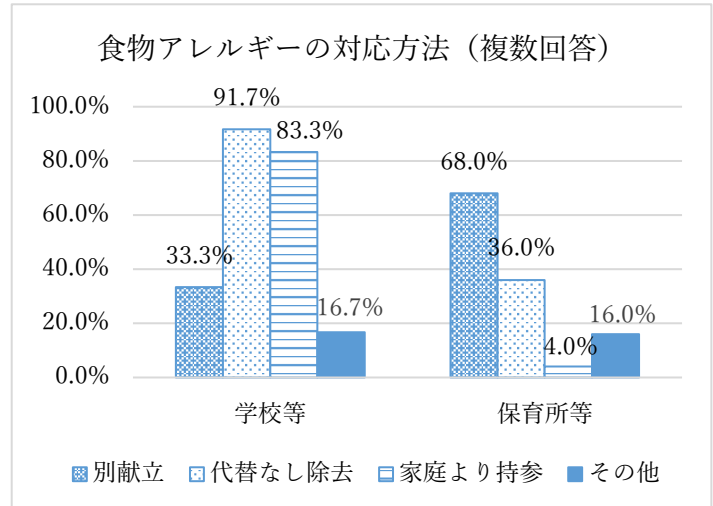
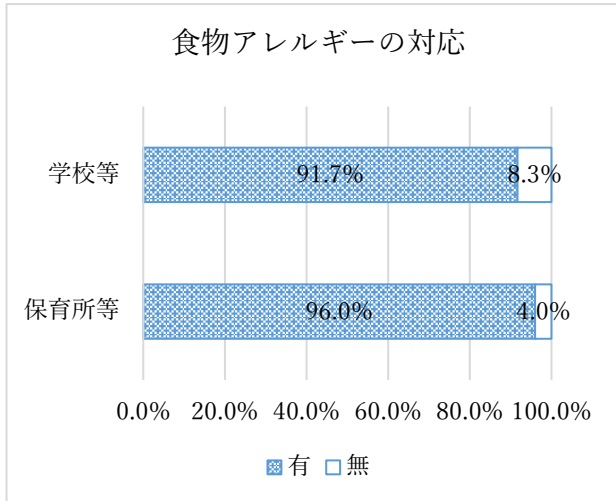
②食中毒発生時及び災害時献立表



食中毒発生時献立表がある施設は、全体で昨年度の59施設(62.8%)から64施設(68.1%)へと増加し、学校は1施設減少した。また、昨年度と比較して病院等で11施設(78.6%)、社会福祉施設等で29施設(76.3%)、保育所等で21施設(84.0%)へと整備率が上がり、事業所等では、同様だった。

災害時献立表がある施設は、全体で昨年度の67施設(71.2%)から71施設(75.5%)へと増加していた。昨年度と比較して病院等で14施設(100%)、保育所等で20施設(80.0%)へと整備率が上がり、他施設は同様だった。

6 食物アレルギーの対応状況

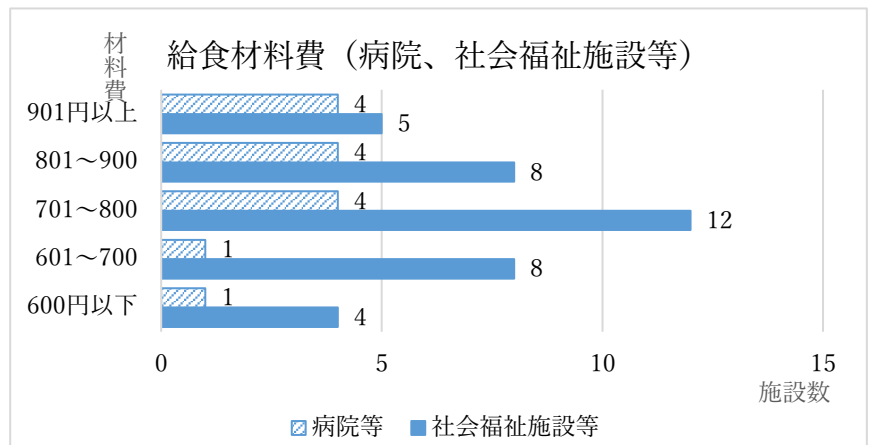


学校等及び保育所等における食物アレルギーの対応状況は、学校等で91.7%（11施設）、保育所等で96.0%（24施設）であった。

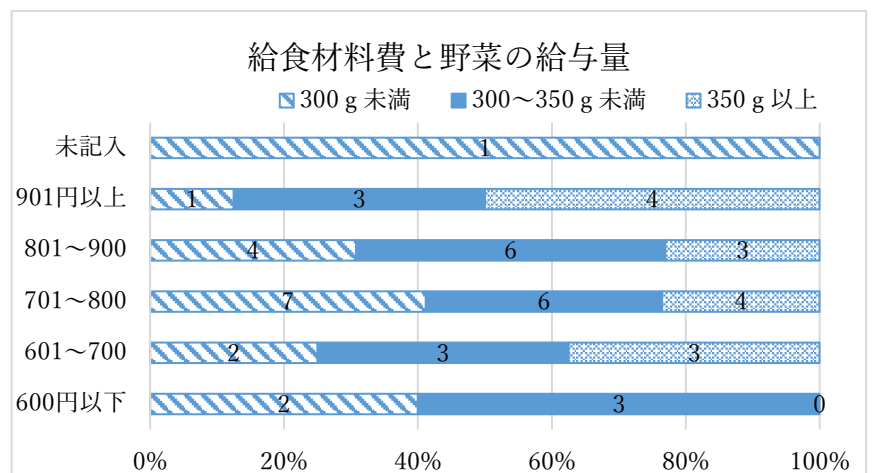
また、対応方法については、学校等では「家庭より持参」が91.7%（11施設）、保育所等では「別献立」が68.0%（17施設）で最も多かった。「その他」の項目については、「代替あり除去」などがあつた。

7 1人1日当たりの給食材料費

病院等と社会福祉施設等の給食材料費について、病院等は701～800円、801～900円、900円以上が各4施設と同数で最も多く、社会福祉施設等の施設においては701～800円が各12施設と最も多かった。



給食材料費と野菜の給与量について分析してみると、野菜を350g以上提供している割合は全体で26.0%（14施設）で、給食費が901円以上の施設では、50%と一番割合が高かったが、給食材料費が低くても十分な野菜の量を提供できている施設もあつた。



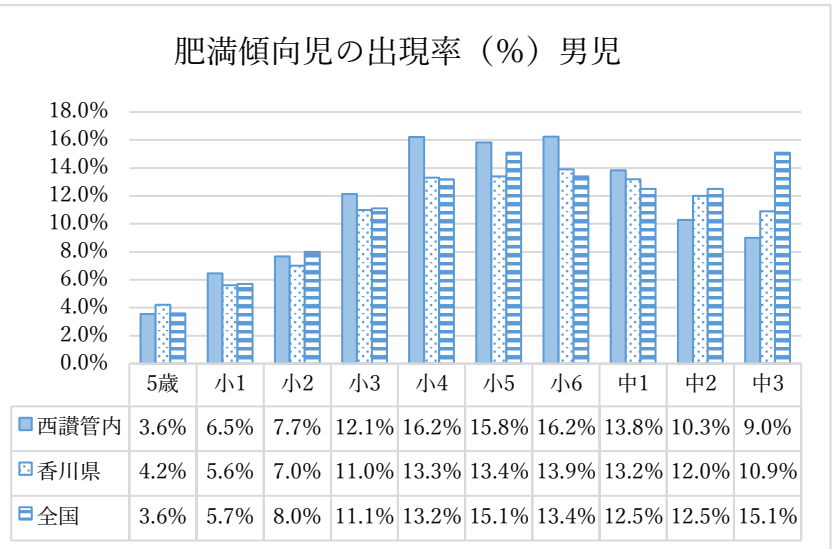
8 肥満とやせの状況

全国と香川県、管内、全て令和4年度の数値で比較した。

(1) 学校等

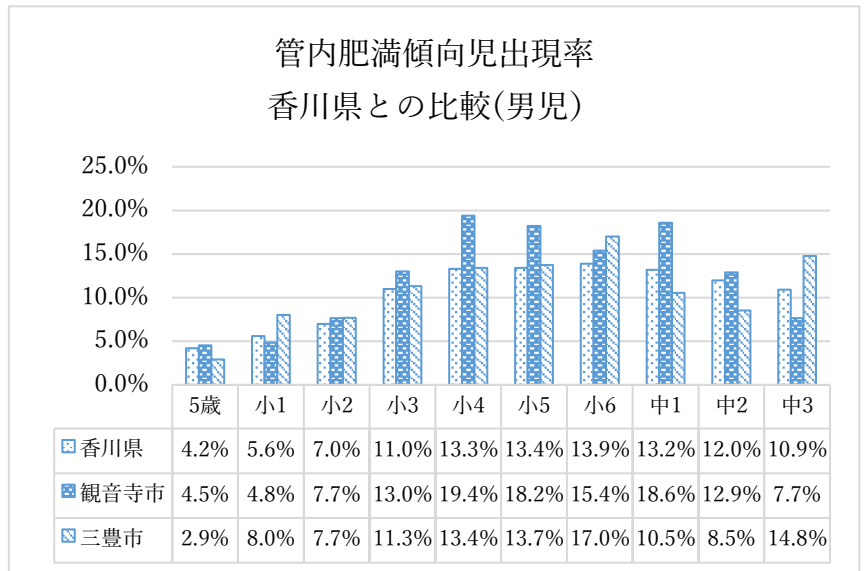
①肥満傾向児（男児）

管内の肥満傾向児の出現率は、5歳、小2、中2、中3以外で全国の割合を上回っており、小1～中1で香川県「香川県（R4 学校保健統計調査 香川県分）」の割合を上回っていた。



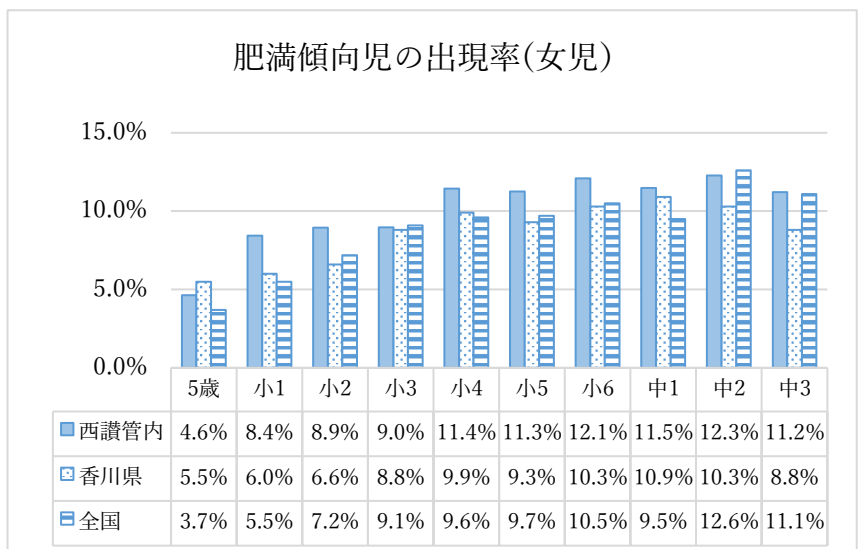
管内各市の肥満傾向児の出現率をみると、観音寺市は小1と中3以外、三豊市は5歳、中1、中2以外で香川県（R4 学校保健統計調査香川県分）の割合を上回っていた。

最も高い割合を示したのは香川県では小6、観音寺市では小4、三豊市では小6であった。



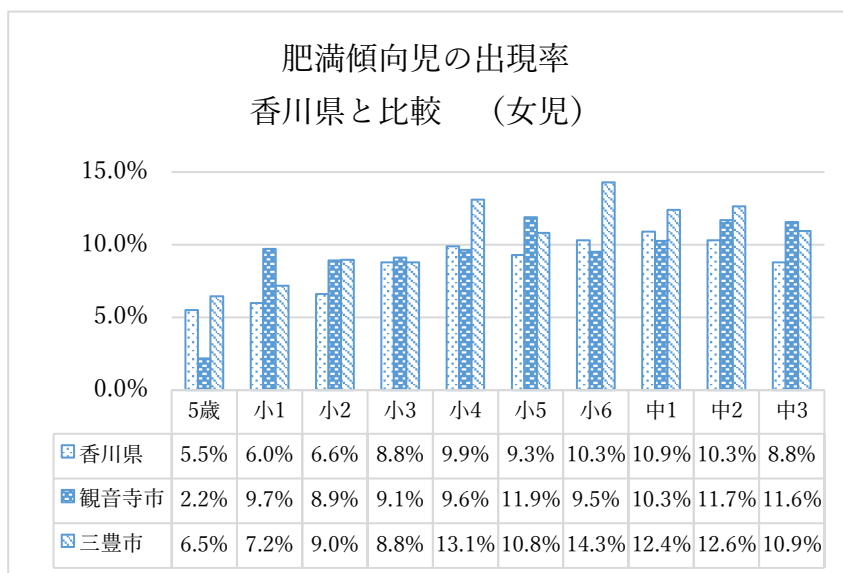
②肥満傾向児（女児）

管内の肥満傾向児の出現率は、小3、中2、中3以外で全国を上回っており、5歳以外の学年で香川県（R4 学校保健統計調査 香川県分）の割合を上回っていた。



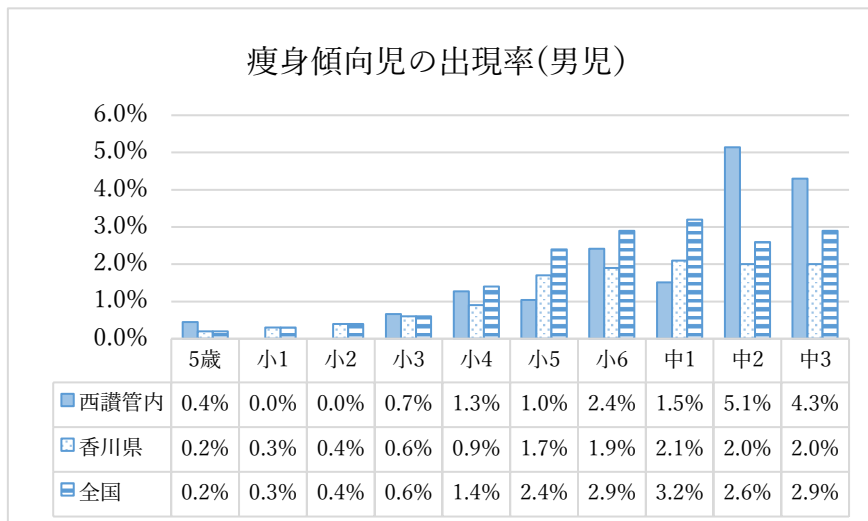
管内各市の肥満傾向児の出現率をみると、観音寺市では5歳、小4、小6、中1以外、三豊市では小3以外で香川県の割合を上回っていた。

香川県で最も高い割合を示したのは中1であったが、観音寺市では小5、三豊市では小6であった。



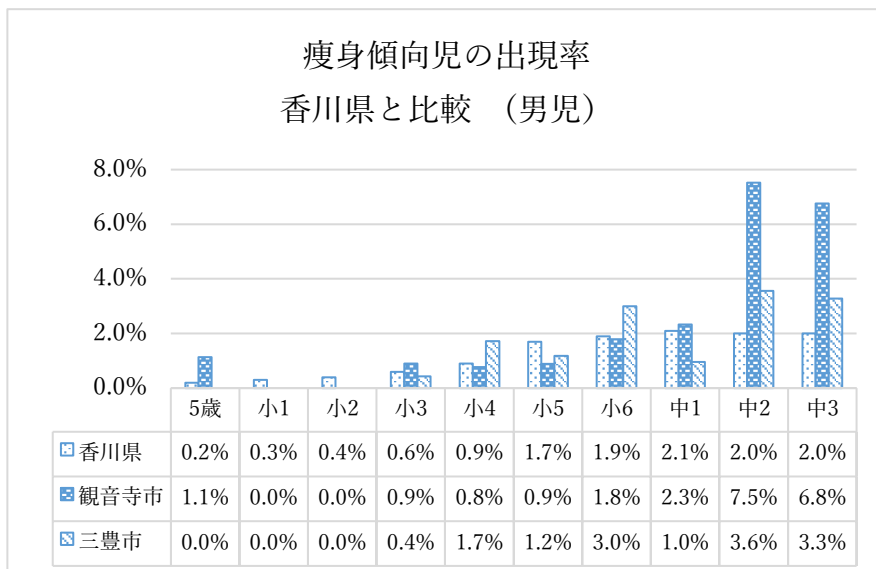
③ 痩身傾向児（男児）

管内の痩身傾向児の出現率は、全国、香川県と比較して中2、中3で大きく上回っていた。



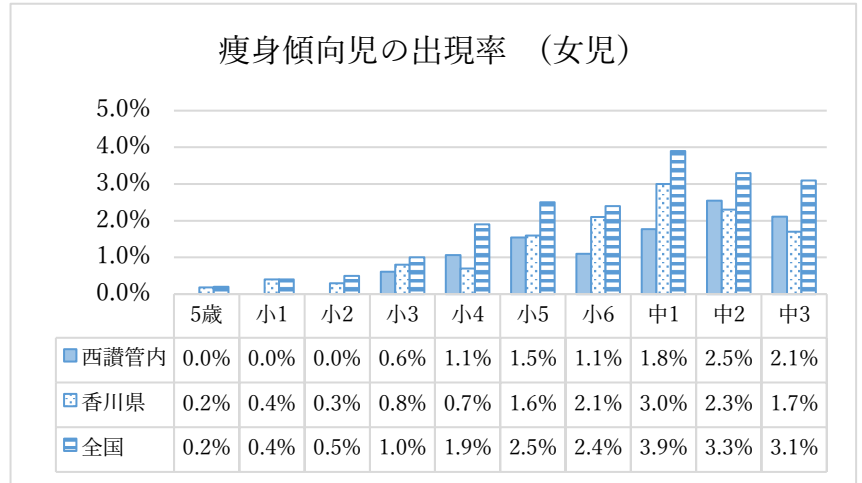
管内各市の痩身傾向児の出現率は、香川県と比較して観音寺市は中2、中3で大きく上回り、三豊市では小6、中2、中3で上回った。

香川県で最も高い割合を示したのは中1であったが、観音寺市、三豊市はともに中2であった。



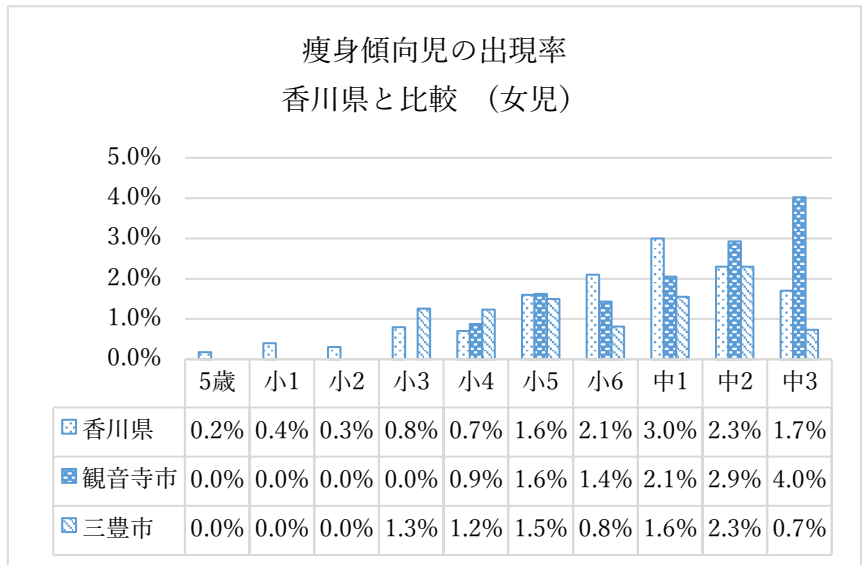
④ 痩身傾向児（女兒）

管内の痩身傾向児の出現率は、全ての学年で全国を下回っており、小4、中2、中3で香川県の割合を上回った。



管内各市の痩身傾向児の出現率をみると、観音寺市では小4、中2、中3、三豊市では小3、小4において香川県の割合を上回っていた。

香川県で最も高い割合を示したのは中1であったが、観音寺市では中3、三豊市では中2であった。



○全国の数値は文部科学省の学校保健統計調査による。

○香川県の数値は香川県教育委員会・香川県学校保健会の学校保健統計調査による。

○西讃保健福祉事務所管内の数値は特定給食施設栄養管理報告書による。

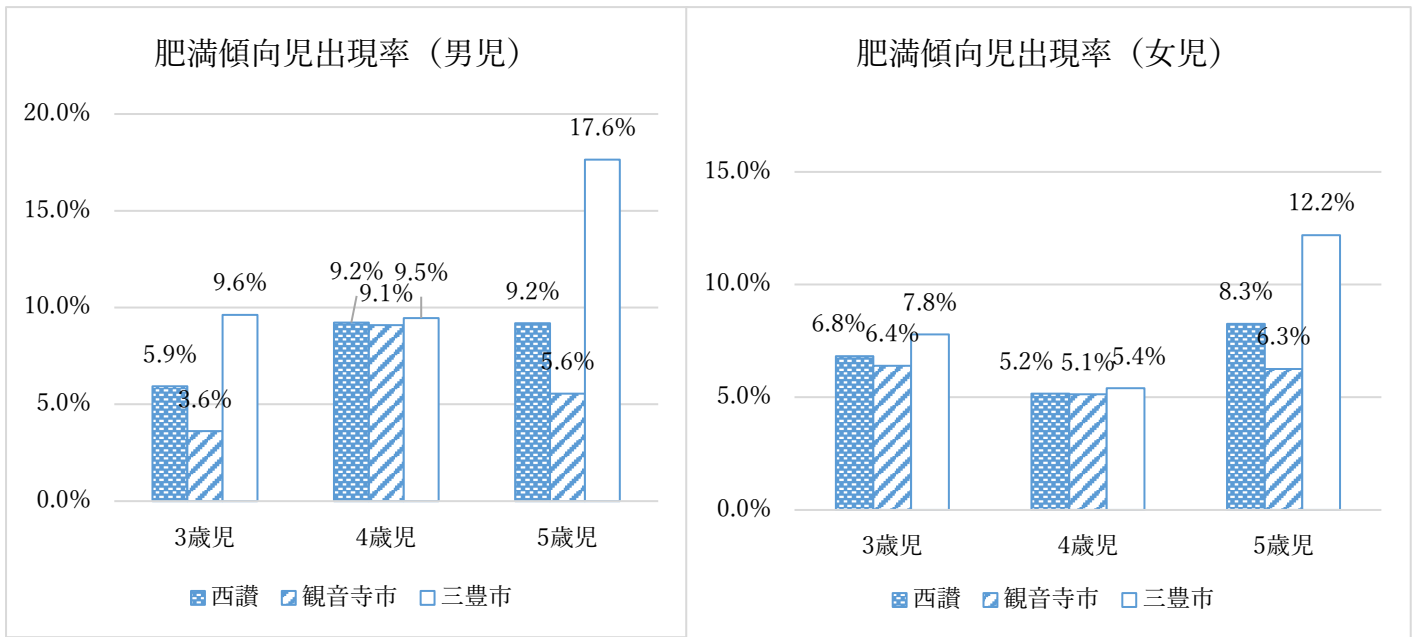
（注）肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上のものである。

痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以下のものである。

肥満度（過体重度）＝（実測体重－身長別標準体重）／身長別標準体重×100（％）

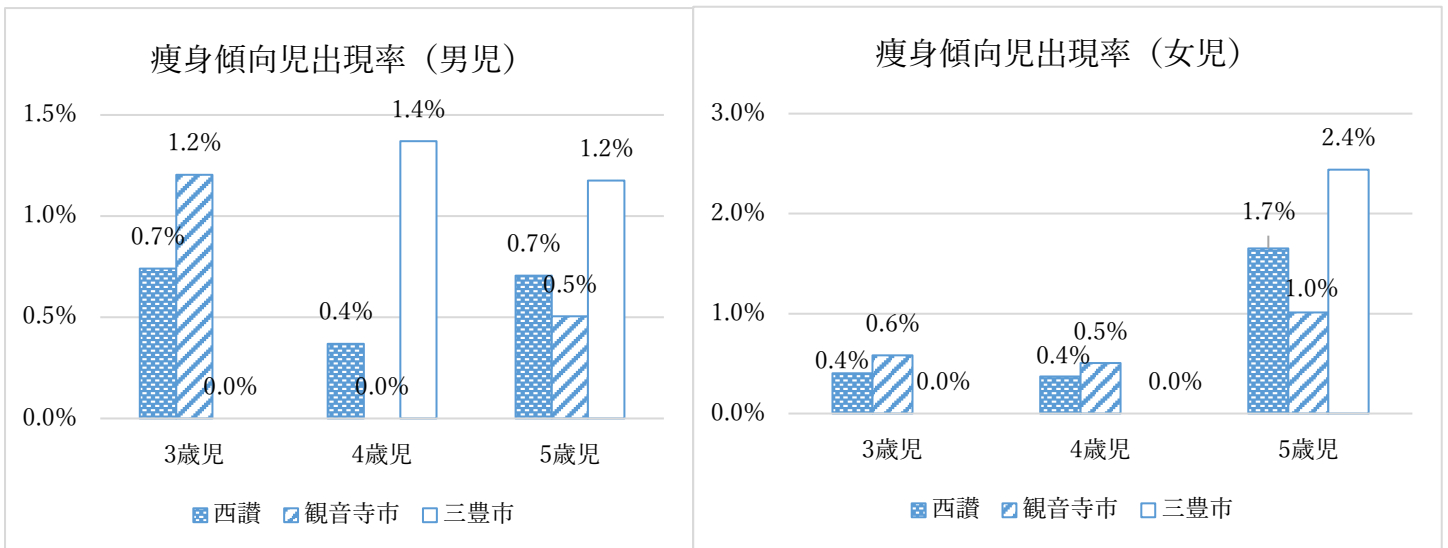
(2) 保育所等

①肥満傾向児



管内保育所等の肥満傾向児の出現率は、男児では観音寺市は4歳児、三豊市は5歳児が最も割合が高く、女児では観音寺市は3歳児、三豊市は5歳児で最も割合が高かった。(対象25施設中3歳児～5歳児の在園している22施設)

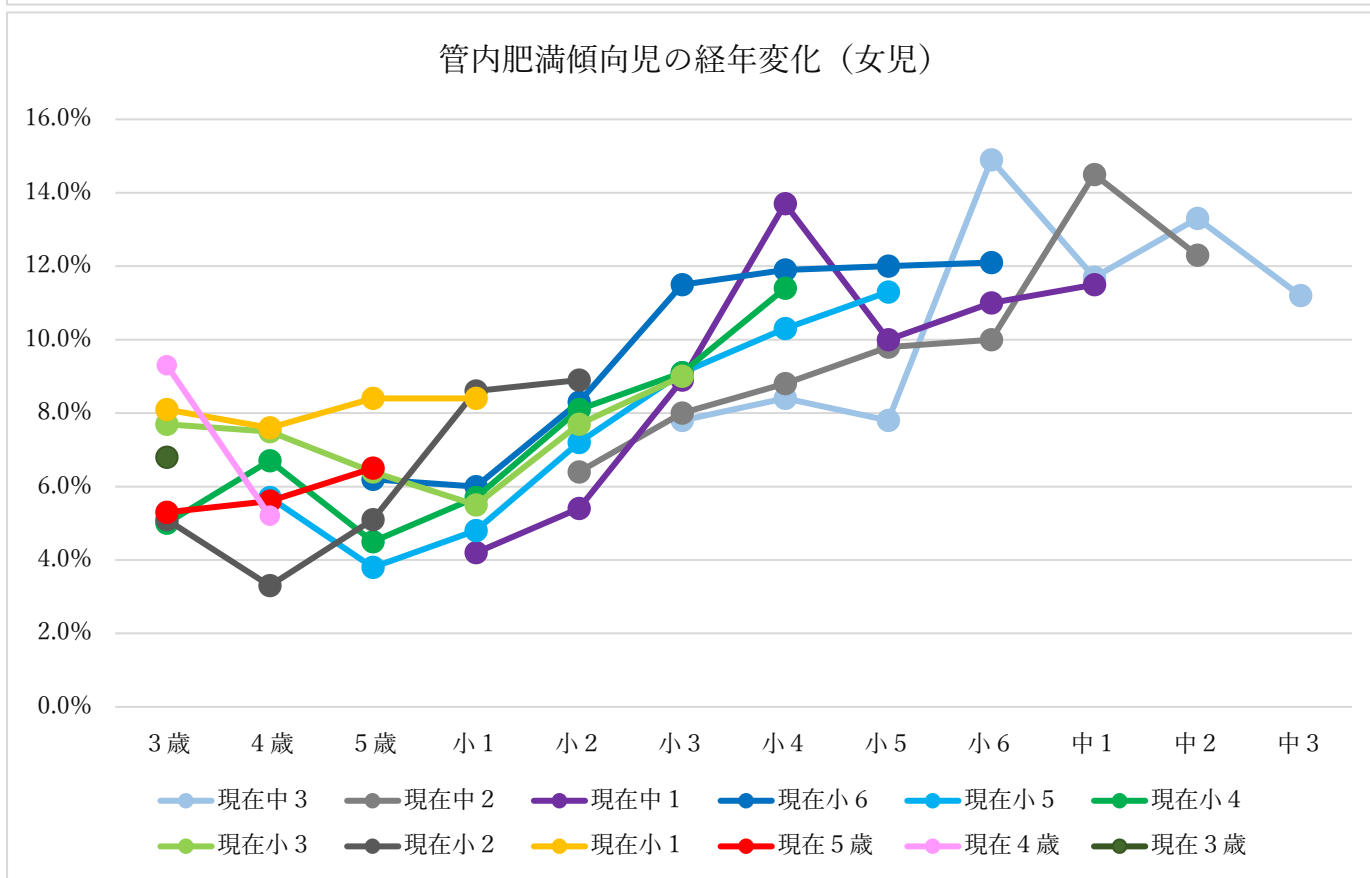
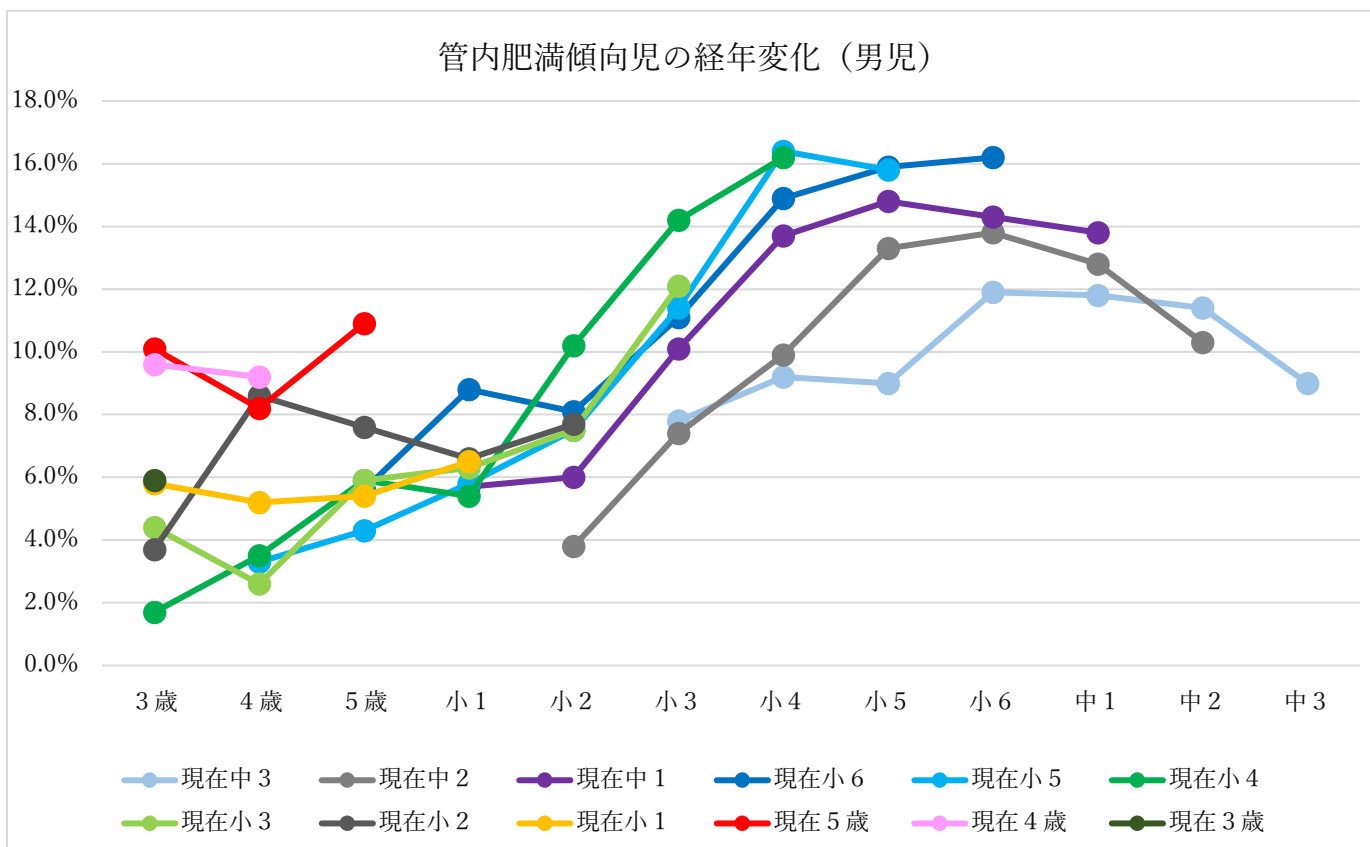
②瘦身傾向児



管内保育所等の瘦身傾向児の出現率は、男児では観音寺市は3歳児、三豊市は4歳児で最も割合が高く、女児では両市とも5歳児で最も割合が高かった。(対象25施設中3歳児～5歳児の在園している22施設)

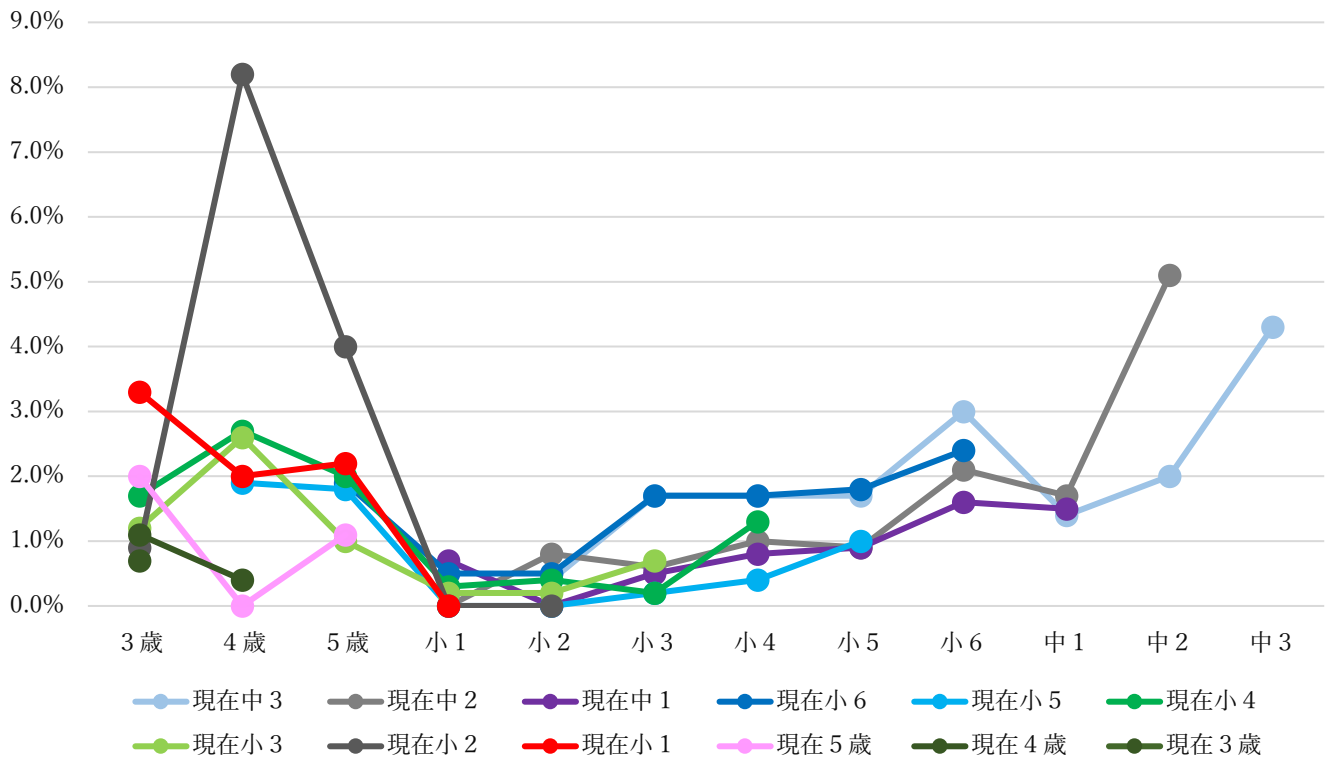
(3) 学校等、保育所等における経年変化

管内の学校等、保育所等における肥満傾向児及び痩身傾向児の経年変化を男女別に示した。

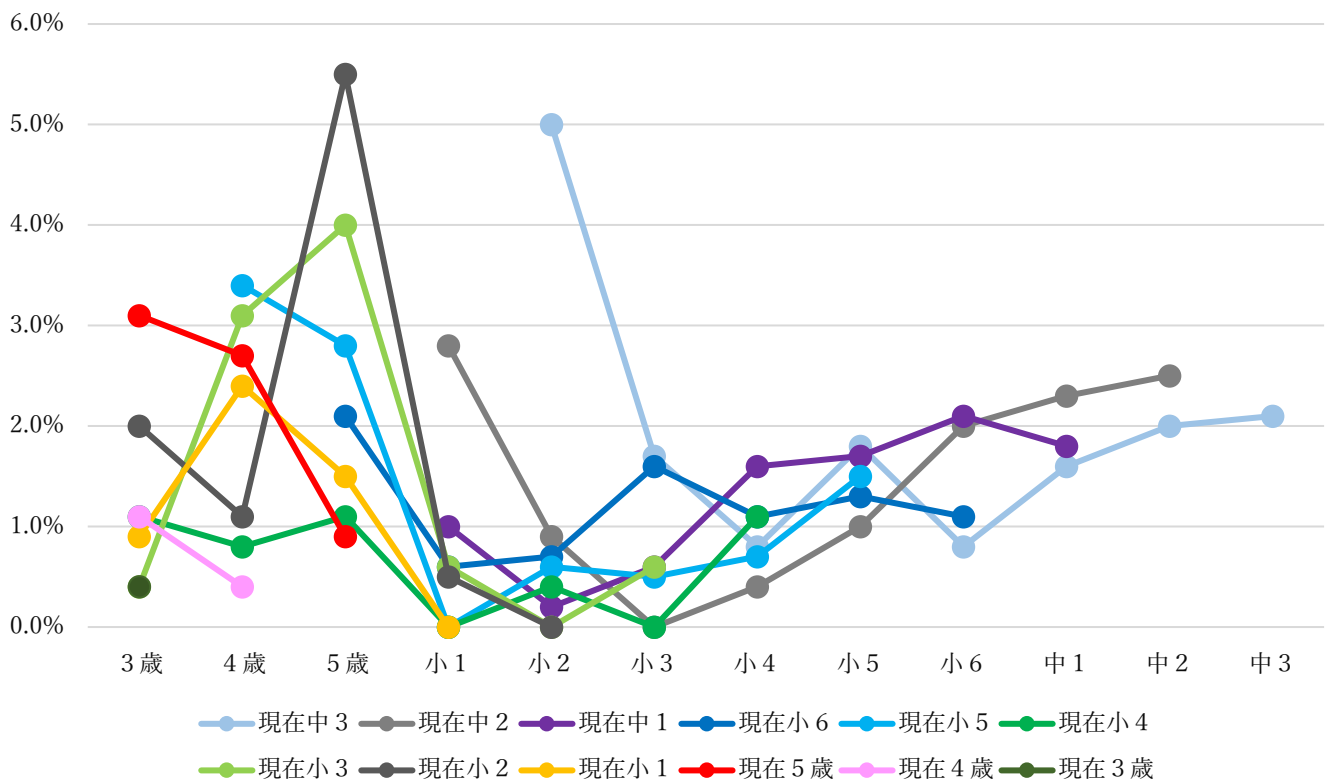


男女ともに年齢が上がるにつれて肥満傾向児の割合が増加し、小学校高学年から中学生にかけて減少傾向であった。

管内痩身傾向児の経年変化（男児）



管内痩身傾向児の経年変化（女児）



男女共に小学3年生から徐々に痩身傾向児の割合が増加する傾向がある。

(4) 事業所等

前年度の肥満と痩せの状況と比較すると、ほとんど変化は見られなかった。

